

# 川崎市上下水道局企業職員スクーリング職免取扱要綱

(平成6年6月28日6川水総職第176号)

(趣旨)

第1条 この要綱は、上下水道局企業職員（以下「職員」という。）が自己の能力を開発するとともに、事業施策の推進及び公務能率の増進を図るため、大学通信教育の面接授業を受ける場合の職務に専念する義務の免除（以下「スクーリング職免」という。）の取扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

(対象職員)

第2条 スクーリング職免の対象者は、文部科学省の認可を受けて大学通信教育を行う学校の面接授業（年を通じて行われるもの及び夜間に行われるものを除く。）を受講する職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員を除く。）とする。

(承認時間等)

第3条 スクーリング職免は、公務に支障を来さない範囲内において、面接授業に必要と認める期間について、必要な時間を半日又は1日を単位として承認する。

(関係書類)

第4条 川崎市上下水道局企業職員服務規程（平成10年水道局規程第15号）第22条第2項の関係書類は、学校からの面接授業に出席を依頼する文書等に代えることができる。

(出席証明書等の提出)

第5条 スクーリング職免の承認を得た職員は、面接授業終了後、その都度、出席証明書等の出席を証明する書類を所属長（川崎市上下水道局事務分掌規程（昭和56年水道局規程第9号）第1条に掲げる課及びこれに相当する組

織並びに上下水道事業管理者が指定する組織の長をいう。以下同じ。)に提出するものとする。

2 所属長は、その月分の出席証明書等を翌月7日までに庶務課長に提出するものとする。

(例月給与の取扱い)

第6条 第3条で承認を受けた期間は、有給とする。ただし、当該期間を含め月の全日数にわたって勤務しなかった場合には、通勤手当、特殊勤務手当及び管理職手当は支給しない。

(その他必要事項)

第7条 この要綱に定めるもののほか、スクーリング職免の取扱いに関し必要な事項は、上下水道事業管理者が定める。

附 則

この要綱は、平成6年7月1日から施行する。

附 則 (平成14年3月29日12川水総職第607号)

この改正要綱は、平成14年3月29日から施行する。

附 則 (平成19年3月30日18川水総職第995号)

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則 (平成22年3月31日21川水総総第2041号)

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則 (平成23年3月31日22川水総職第1273号)

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則 (令和2年8月1日2川上総庶第465号)

この要綱は、令和2年8月1日から施行し、改正後の川崎市上下水道局企業職員スクーリング職免取扱要綱の規定は、令和2年4月1日から適用する。